

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示について

【概要】

1. 改正の趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行により、懲役・禁錮が廃止され、拘禁刑が創設される。個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個情法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）等の関係法律の罰則規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理法」という。）により、「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に改められる。同法の施行に伴い、個情法及び番号法の罰則規定を引用している個人情報保護委員会の所管告示について、所要の改正を行う。

2. 改正の対象となる告示

- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

3. 改正の内容

整理法の施行により、対象の告示で引用している個情法及び番号法の罰則規定における「懲役」が「拘禁刑」に改められるため、これを告示の条文に反映するもの。

4. 施行期日

令和7年6月1日（整備法施行日（刑法等一部改正法施行日））

以 上